

でんさい用語集

本用語集は、お客様がでんさいネットの利用者として「でんさい」をご利用いただくに当たり、よく使われる用語を解説したものです。紙面の都合上、用語の解説はポイントにとどめておりますが、各用語には、①「業務規程」および②「業務規程細則」の主な参照箇所を記載しておりますので、関連する規程と併せてご活用ください。

また、「でんさい」を手形の代替としてご利用いただく場面を想定し、巻末に、「でんさい」と手形の用語の対照表およびフローを比較した図を用意しました。併せてご活用ください。

1. 「でんさい」全般

1. 電子記録債権（電子記録債権法）

電子記録債権とは、手形・指名債権（売掛債権等）の問題点を克服した新たな金銭債権で、電子記録債権法にもとづいています。電子記録債権の発生・譲渡等の記録は、電子債権記録機関の記録原簿に電子記録することで、効力が発生します。

①－／②－

2. でんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）

でんさいネットとは、一般社団法人全国銀行協会の100%出資により設立され、主務大臣（内閣総理大臣および法務大臣）の指定を受けた電子債権記録機関です。

①第1条／②－

3. でんさい

「でんさい」とは、でんさいネットが取り扱う電子記録債権です。

①第2条1項13号／②－

4. でんさいネットシステム

でんさいネットシステムとは、電子記録債権の発生・譲渡等を記録原簿に記録するためのシステムです。同システムは、電子記録債権の発生・譲渡等のほか、参加金融機関や利用者の情報を管理しています。

①第2条1項14号／②－

5. 記録原簿

記録原簿とは、利用者が窓口金融機関を通じて、でんさいネットに対して行った電子記録債権の発生・譲渡等の各種記録請求の結果を、でんさいネットが電子的に記録するための原簿です。

①第25条1項／②－

6. 請求受付簿

請求受付簿とは、利用者が窓口金融機関を通じて、でんさいネットに対して行った電子記録債権の発生・譲渡等の各種記録請求の受付内容を保存するための受付簿です。なお、請求受付簿に保存した後、記録原簿に記録されます。

①第24条2項／②－

7. 参加金融機関

参加金融機関とは、でんさいネットと電子債権記録業についての業務委託契約を締結し、でんさいネットのサービスを提供する、銀行、信用金庫、信用組合、農協等の金融機関です。

①第2条1項7号／②－

8. 参加金融機関システム

参加金融機関システムとは、参加金融機関が用意する、参加金融機関とでんさいネットシステムとを接続するシステムのことです。

①－／②－

9. 窓口金融機関

窓口金融機関とは、利用者が、「でんさい」の利用に関する契約を締結した参加金融機関のことです。利用者は、窓口金融機関のシステム（インターネットバンキング等）を通じて、でんさいネットを利用します。

①第2条1項19号／②-

10. 営業日時

でんさいネットの営業日時は、金融機関営業日の午前9時から午後3時までです。これ以外の時間帯は、でんさいネットが、参加金融機関に対してオンラインサービスを提供している時間（7時から24時）の範囲内で、窓口金融機関がそれぞれ利用可能な時間を設定しています。

①第5条／②第4条

11. 計画停止日

計画停止日とは、システムのメンテナンス等のために、でんさいネットシステムのオンラインサービスの提供を停止する日です。毎月第2土曜日を計画停止日としており、あらかじめでんさいネットのウェブサイトでお知らせしています。

①-／②-

12. 間接アクセス方式

間接アクセス方式とは、でんさいネットの利用契約および各種記録請求等について、窓口金融機関を通じて行うことを言います。でんさいネットが利用者から直接、各種記録請求等を受け付けることはありません。

①-／②-

2. 利用契約関係

13. 業務規程・業務規程細則

業務規程・業務規程細則とは、でんさいネットが行う業務の実施に関して必要な事項を定めた規程です。利用者は、でんさいネットの利用申込み時に、参加金融機関から両規程について説明を受け、承諾のうえ、申込みを行うこととなります。

①第1条／②第1条

14. 利用規定

利用規定とは、利用者と窓口金融機関との二者間の契約として、でんさいネットのサービス提供に必要な事項（利用チャネルやサービス提供時間、具体的な事務手続等）を定めた契約書（規定）です。利用規定の名称および内容は、窓口金融機関によって異なります。

①-／②-

15. 利用契約

利用契約とは、利用者がでんさいネットを利用するために、利用者、参加金融機関、でんさいネットの三者間で結ぶ契約です。利用者は、利用契約の締結を、参加金融機関を通じて行うこととなります。

①第2条20号、12条、13条／②第1条

16. 利用者番号

利用者番号とは、でんさいネットが利用者を特定するために、利用者には付与する9桁の番号（英字のI・O・Zを除く英数字（数字のみの場合もある）で構成）です。利用者が複数の窓口金融機関ででんさいネットを利用する場合でも、利用者番号は1法人（個人事業主である場合には1人）につき1つとなります。

①第2条1項25号／②-

17. 利用者登録事項

利用者登録事項とは、利用者が利用契約を締結する際に、でんさいネットシステムに登録する利用者情報です。利用者登録事項には、法人名、住所、法人代表者の氏名、連絡先、決済口座の情報などがあります。

①第2条1項24号／②第3条

18. 債務者利用

債務者利用とは、利用限定特約のない利用契約を締結し、「でんさい」を債務者として支払いに利用することです。

①－／②－

19. 債権者利用限定特約

債権者利用限定特約とは、「でんさい」を受取りのみに使う場合など、取引の債権者としてのみ「でんさい」を利用することができる特約を付した利用契約です。なお、同特約があっても、「でんさい」の譲渡記録を請求することは可能であり、「でんさい」を支払いに利用することができます。

①第2条1項4号、12条2項、14条、22条1項1号／②－

20. 保証利用限定特約

保証利用限定特約とは、「でんさい」を主に電子記録保証人としてのみ利用することができる特約を付した利用契約です。

①第2条1項18号、12条3項、14条、22条1項2号・3号／②－

21. 利用者登録事項の変更

利用者登録事項の変更とは、利用者登録事項（法人名・住所・決済口座等）に変更が生じた場合に、利用者が窓口金融機関に対して変更の内容を届け出すことです。利用者は、利用者登録事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、届け出る必要があります。

①第19条／②第11条

22. 利用契約の解約

利用契約の解約とは、でんさいネットの利用をやめるために、利用契約を解約することです。利用者は、窓口金融機関の定めに従って利用契約を解約できますが、解約の効力は、解約を申し出た利用者を債権者、債務者および電子記録保証人とする「でんさい」がすべて消滅した後になります。また、解約の申し出から効力が生じるまでの間は、発生記録の請求ができない等、一定の利用が制限されます。

① 第15条、22条1項4号／②－

3. 利用制限関係

23. 債務者利用停止措置

債務者利用停止措置とは、利用者が一定の事項に該当した場合に、でんさいネットまたは窓口金融機関が、当該利用者に対して、債務者利用を一定期間停止する措置です。一定の事項とは、取引停止処分を受けたとき、業務規程等に違反したときなどです。なお、債務者利用停止措置を受けた場合でも、債権者としての利用は可能です。

①第2条1項6号、18条、22条1項8号／②第10条

24. 相続時利用停止

相続時利用停止とは、でんさいネットまたは窓口金融機関が、個人である利用者が死亡したことを知った場合に、当該利用者の名義による請求等の受付を停止する措置です。なお、利用者が死亡した場合において、当該利用者の利用契約に係る「でんさい」がない場合には、利用契約は解除されます。

①第16条1項2号、17条1項／②-

25. 相続時利用継続

相続時利用継続とは、個人である利用者が死亡して相続が発生し、かつ当該利用者の利用契約に係る「でんさい」が存在する場合に、当該利用者の利用契約に係るすべての「でんさい」が消滅するまでの間、窓口金融機関に対し、利用者の地位を承継した旨を届け出た相続人等が、残った「でんさい」の処理を行うことです。

①第17条2項／②第9条

26. その他利用制限措置

利用者が業務規程第16条第1項各号（破産・決済口座の強制解約等）に該当した場合に、でんさいネットが、当該利用者による電子記録の請求を制限する措置です。具体的には、当該制限を受けた利用者は、発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録、および自らを電子記録保証人とする単独保証記録を請求できません。

①第16条、22条1項5号／②-

4. 記録請求関係

27. 電子記録の請求

電子記録の請求とは、発生記録や譲渡記録等の電子記録を記録原簿に記録することを請求する手続きです。利用者は、窓口金融機関のインターネットバンキング等を利用して電子記録の請求を行います。

①第23条、26条、27条／②-

28. 発生記録

発生記録とは、利用者からの発生記録請求を受け、でんさいネットが「でんさい」の発生を記録原簿に記録することです。「でんさい」は、利用者からの発生記録の請求にもとづき、でんさいネットが債権金額、支払期日、債権者情報および債務者情報等の必要な事項を記録原簿に記録したときに債権が発生します。

①第30条／②第17条

29. 譲渡記録

譲渡記録とは、利用者が「でんさい」を第三者に譲渡するためにする記録です。譲渡記録は、譲渡する旨および譲渡人と譲受人の情報等の必要な事項を記録原簿に記録したときに効力が発生します。なお、譲渡記録には、原則として、譲渡保証記録が付されます。

①第31条／②第19条

30. 譲渡保証記録

譲渡保証記録とは、「でんさい」の譲渡記録に伴って譲渡人の電子記録保証を付すためにする記録です。でんさいネットにおいては、原則として譲渡時には譲渡人の電子記録保証を付しています。

①第2条1項10号、31条2項、35条／②第27条

31. 単独保証記録

単独保証記録とは、「でんさい」の譲渡を伴わずに、単独で保証人の電子記録保証を付すためにする記録です。単独保証記録は、債権者が請求し、電子記録保証人が請求を承諾することにより記録されます。

①第2条1項12号、第35条／②第27条

32. 分割・譲渡記録

分割・譲渡記録とは、「でんさい」の債権金額の一部を分割記録したうえで譲渡記録をするためにする記録です。利用者は、分割記録の請求と譲渡記録の請求を併せて行います。なお、1回の分割・譲渡記録で分割できる「でんさい」は1つであり、1つの「でんさい」を複数の相手先に譲渡する場合は、相手先の分だけ分割・譲渡記録を行う必要があります。

①第36条／②第29条

33. 変更記録

変更記録とは、「でんさい」に記録された利用者登録事項（法人名、住所、決済口座等）の内容、「でんさい」の支払期日・債権金額等を変更するためにする記録です。前者は、利用者が単独で請求することができますが、後者は「でんさい」の相手方の承諾を得る必要があります。また、複数の利害関係者がいる場合には、全員の承諾を書面で得る必要があります。

①第33条、34条／②第23条、25条

34. 強制執行等の記録

強制執行等の記録とは、利用者が保有する「でんさい」に対して法令等にもとづく強制執行、滞納処分その他処分がなされ、裁判所等からでんさいネットにこれらの処分に係る書類の送達を受けた場合に、でんさいネットがする記録です。

①第38条／②第35条

35. 記録の訂正・回復

記録の訂正とは、利用者がでんさいネットに提供した情報と異なる内容の「でんさい」が記録されている場合に、訂正することです。記録の回復とは、記録保存期間の終了よりも前に「でんさい」の情報が消去された場合に、当該情報を回復することです。

①第39条／②第36条

36. 電子記録等の通知

電子記録等の通知とは、でんさいネットが電子記録の請求を受け付けた場合、あるいは記録原簿に記録した場合等に、でんさいネットが窓口金融機関を通じて利用者にもその旨をお知らせすることです。

①第25条2項／②第15条

5. 記録事項関係

37. 記録事項

記録事項とは、記録原簿に記録される発生記録や譲渡記録等の内容に関する情報のことです。債権者や債務者等の名称（氏名）や住所等に加え、主に次の38～44の情報が請求内容に応じて記録されます。

①第30条～37条／②－

38. 記録番号

記録番号とは、「でんさい」を識別するために「でんさい」1件1件に記録される、20桁の番号です。記録番号(20桁)の内訳は、「利用者番号(9桁)」＋「でんさいネット固有の番号(11桁)」です。なお、「でんさい」を特定するための記録番号の主なキー（プライマリーキー）は記録番号（20桁）であり、その一部を省略することはできません。

①第30条3項2号、36条5項2号／②－

39. 電子記録年月日

電子記録年月日とは、「でんさい」の発生記録や譲渡記録等の電子記録を記録原簿に記録した年月日です。

①第30条～37条／②－

40. 支払期日

支払期日とは、「でんさい」の決済（口座間送金決済）が行われる日です。なお、支払期日を金融機関営業日以外の日として記録した場合は、その次の金融機関営業日が支払期日となります。

①第30条／②－

41. 債権金額

債権金額とは、「でんさい」の債権金額です。

①第30条2項1号、36条3項、4項／②第17条7項、23条2項1号、29条3項～5項

42. 電子記録保証人

電子記録保証人とは、「でんさい」の債務者がその債務を負担しないときに、債務を負担する者として記録されている者です。電子記録保証人は、譲渡保証記録または単独保証記録によって記録されます。

①第2条1項10号・12号、35条／②－

43. 支払者

支払者とは、「でんさい」の債権者に対して支払いを行った者です。通常は債務者ですが、債務者が支払不能となって電子記録保証人が代わりに支払った場合には、当該電子記録保証人が支払者になります。

①第32条／②第21条

44. 決済口座情報

決済口座情報とは、「でんさい」の決済において口座間決済送金を行うために、利用者が窓口金融機関に届け出た口座情報です。

①第30条1項6号、31条1項5号／②－

6. 記録請求方法関係

45. 債務者請求方式

債務者請求方式とは、電子記録義務者（発生記録においては債務者）となる利用者が発生記録等を記録請求する方式です。この方式では、5営業日以内であれば、電子記録権利者（発生記録においては債権者）は、単独で取り消すことができます。

①第26条／②第1条6号

46. 債権者請求方式

債権者請求方式とは、電子記録権利者（発生記録においては債権者）である利用者が発生記録等を記録請求する方式です。この方式では、5営業日以内に、電子記録義務者（発生記録においては債務者）が、「でんさい」の発生記録について承諾しなければ、その請求が効力を失います。

①第27条／②第1条7号

47. 一括請求方式

一括請求方式とは、利用者が複数の発生記録、譲渡記録および分割記録をまとめて一回の請求で行うことです。1件分の請求を一括請求で行うと通常の請求よりも処理が遅くなる場合もございますので、使い分け方については金融機関にお問い合わせください。

①－／②－

48. 標準フォーマット

標準フォーマットとは、窓口金融機関のインターネットバンキング等で一括請求方式による記録請求データを取り込む際に使用するフォーマット（固定長テキスト形式・XML形式）です。各金融機関では標準フォーマットに沿って一括請求方式のフォーマットを定めています。会計ソフトウェア等で、標準フォーマット形式で請求データを作成することで、事務処理の効率化を図ることができます。

①－／②－

49. 予約請求

予約請求とは、でんさいの発生記録、譲渡記録、分割・譲渡記録について、1か月先までの日付を電子記録年月日として指定した請求を行うことです。なお、電子記録年月日までに譲渡記録等の予約請求がされなければ、電子記録年月日の前日または窓口金融機関と利用者との間で定めた日まで、請求者が単独で取り消すことができます。

①第30条1項9号／②第33条、34条

50. 指定許可機能

指定許可機能とは、取引先以外からの誤請求を防止するために、あらかじめ登録した取引先からのみ、「でんさい」に関する各種請求を受け付ける機能です。

指定許可機能を利用する場合、指定許可先以外の請求は成立しなくなるため、事前に指定許可先の登録が必要になることにご留意ください。

①第26条4項、27条3項／②－

51. 電子記録義務者

電子記録義務者とは、電子記録債権法第2条で定める、電子記録をすることにより、電子記録上、直接に不利益を受ける者をいい、発生記録の債務者、譲渡記録の譲渡人等が該当します。

①－／②－

52. 電子記録権利者

電子記録権利者とは、電子記録債権法第2条で定める、電子記録をすることにより、電子記録上、直接に利益を受ける者をいい、発生記録の債権者、譲渡記録の譲受人等が該当します。

① /②－

7. 開示関係

53. 記録事項開示

記録事項開示とは、「でんさい」に利害関係を有する利用者（主に債務者・債権者・電子記録保証人）が、記録されている「でんさい」の情報を開示することです。

①第57条、58条／②第56条

54. 提供情報開示

提供情報開示とは、利用者が、「でんさい」の発生記録等を請求するに当たり、でんさいネットに提供した情報（請求内容）を開示することです。

①第59条、60条／②第58条

55. 通常開示

通常開示とは、利用者が、窓口金融機関が定める方法で、記録事項開示または提供情報開示を請求し、これを開示することです。

①－／②第56条、58条

56. 特例開示

特例開示とは、利用者が、窓口金融機関を通じて、でんさいネット所定の様式で、通常開示の対象外となる利用者または「でんさい」の内容および記録請求に当たり提供した情報の開示を請求し、これを開示することです。

①－／②第56条、58条

57. 残高証明書（定例発行方式）

残高証明書（定例発行方式）とは、利用者が指定する基準日の「でんさい」の残高を示す証明書です。なお、定例発行方式では、利用者が指定した基準日の残高証明書を定期的に発行します。ただし、過去の基準日の残高証明書は発行できません。

①－／②第56条2項3号、6項、7項3号、8項3号

58. 残高証明書（都度発行方式）

残高証明書（都度発行方式）とは、利用者が指定する過去の基準日の「でんさい」の残高を示す証明書です。

①－／②第56条2項3号、5項、7項3号、8項3号

8. 決済関係

59. 口座間送金決済

口座間送金決済とは、支払期日になると、債務者口座から債権者口座へ自動的に送金される仕組みのことです。

①第40条、42条／②第39条

60. 口座間送金決済による支払等記録

口座間送金決済による支払等記録とは、口座間送金決済により「でんさい」の決済が完了したことの記録です。なお、口座間送金決済による支払等記録は、支払期日の2営業日後の夜間に自動的に行われます。

①第32条、43条／②第21条

61. 当事者間決済等による支払等記録

当事者間決済等による支払等記録とは、口座間送金決済以外の方法で「でんさい」の決済を終えたことの記録です。

口座間送金決済以外の決済による支払等記録は、支払期日前（支払期日の7営業日前）または支払期日経過後に「でんさい」の決済を行う場合等で金融機関が認めた場合に限り、認められています。

口座間送金決済以外の方法で「でんさい」を決済した場合、支払期日の3営業日前までに支払等記録（当事者間決済）を行うか、口座間送金決済の中止を申し出なければ、口座間送金決済が行われるので、注意が必要です。

①第32条、40条／②第21条

62. 口座間送金決済中止

口座間送金決済中止とは、支払期日前に口座間送金決済以外の方法で「でんさい」を決済した場合等において、利用者が窓口金融機関に対して申し出て、口座間送金決済を取りやめることです。

①第44条／②第42条

9. 支払不能処分制度関係

63. 支払不能

支払不能とは、支払期日に口座間送金決済により「でんさい」の支払いが行われなかったことです（支払期日までに支払等記録がされた場合、強制執行等の記録がされた場合は除きます）。

①第2条1項9号／②-

64. 取引停止処分

取引停止処分とは、債務者である利用者に6か月以内に2回の支払不能が生じた場合に、利用者に対して、債務者としてのでんさいネットの利用、および全参加金融機関からの借入取引を2年間停止する措置をとることです。

①第2条1項16号、48条、49条／②-

65. 第0号支払不能事由

第0号支払不能事由とは、債権者から口座間決済の中止の同意を受けた場合等、債務者である利用者の信用に関しない事由、および債務者または債権者である利用者が破産手続開始決定等を受けた事由により支払不能となった場合です。なお、第0号支払不能事由は、取引停止処分の対象とはなりません。

①第46条1項／②第43条1項

66. 第1号支払不能事由

第1号支払不能事由とは、支払資金不足や、債務者である利用者の口座が存在しないなどの事由で支払不能となった場合であり、取引停止処分の対象となります。

①第46条2項1号／②第43条2項

67. 第2号支払不能事由

第2号支払不能事由とは、発生記録または譲渡記録の原因である契約に不履行があった場合などの事由で支払不能となった場合です。なお、第2号支払不能事由は、異議申立を行った場合に限り、取引停止処分の対象とはなりません。

①第46条2項2号／②第43条3項

68. 異議申立

異議申立とは、「でんさい」の支払不能が第2号支払不能事由による場合に、利用者が支払不能通知または取引停止処分の猶予を求めることです。なお、異議申立には、異議申立預託金を窓口金融機関に預け入れる必要があります。

①第50条／②第46条、47条

69. 異議申立預託金

異議申立預託金とは、利用者が異議申立を行う場合に、窓口金融機関に対して預け入れる、異議申立の対象となる「でんさい」債権金額相当の金銭です。異議申立預託金は、支払期日までの日であって、かつ、窓口金融機関が定める日までに預け入れる必要があります。

①第50条／②第46条

70. 支払不能情報照会

支払不能情報照会とは、利用者が窓口金融機関を通じて、でんさいネットに対して支払不能通知または取引停止通知の有無および通知された支払不能情報の内容を照会することです。

①第54条／②第50条

71. 貸倒引当金繰入事由に係る証明書

貸倒引当金繰入事由に係る証明書とは、債権者からの請求にもとづき、「でんさい」の債務者について、所得税法および法人税法上の貸倒引当金繰入事由が生じていること（債務者が取引停止処分を受けていること）に係る証明書を発行することです。

①－／②－

索引（五十音順）

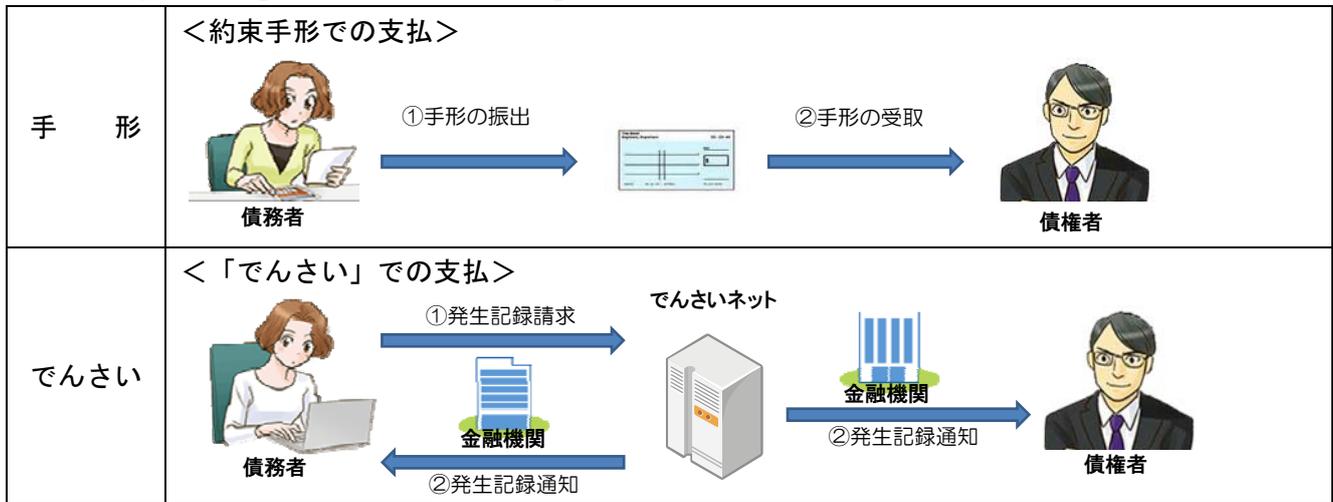
あ 異議申立	68.	相続時利用継続	25.
異議申立預託金	69.	相続時利用停止	24.
一括請求方式	47.	た その他利用制限措置	26.
営業日時	10.	第0号支払不能事由	65.
か 貸倒引当金繰入事由に係る証明書	71.	第1号支払不能事由	66.
間接アクセス方式	12.	第2号支払不能事由	67.
強制執行等の記録	34.	単独保証記録	31.
業務規程・業務規程細則	13.	通常開示	55.
記録原簿	5.	提供情報開示	54.
記録事項	37.	でんさい	3.
記録事項開示	53.	でんさいネット	2.
記録の訂正・回復	35.	でんさいネットシステム	4.
記録番号	38.	電子記録義務者	51.
計画停止日	11.	電子記録権利者	52.
決済口座情報	44.	電子記録債権	1.
口座間送金決済	59.	電子記録等の通知	36.
口座間送金決済中止	62.	電子記録年月日	39.
口座間送金決済による支払等記録	60.	電子記録の請求	27.
さ 債権金額	41.	電子記録保証人	42.
債権者請求方式	46.	当事者間決済等による支払等記録	61.
債権者利用限定特約	19.	特例開示	56.
債務者請求方式	45.	は 取引停止処分	64.
債務者利用	18.	発生記録	28.
債務者利用停止措置	23.	標準フォーマット	48.
参加金融機関	7.	分割・譲渡記録	32.
参加金融機関システム	8.	変更記録	33.
残高証明書（都度発行方式）	58.	ま 保証利用限定特約	20.
残高証明書（定例発行方式）	57.	や 窓口金融機関	9.
指定許可機能	50.	ら 予約請求	49.
支払期日	40.	利用規定	14.
支払者	43.	利用契約	15.
支払不能	63.	利用契約の解約	22.
支払不能情報照会	70.	利用者登録事項	17.
譲渡記録	29.	利用者登録事項の変更	21.
譲渡保証記録	30.	利用者番号	16.
請求受付簿	6.		

巻末1 一手形用語と「でんさい」の用語の対照表

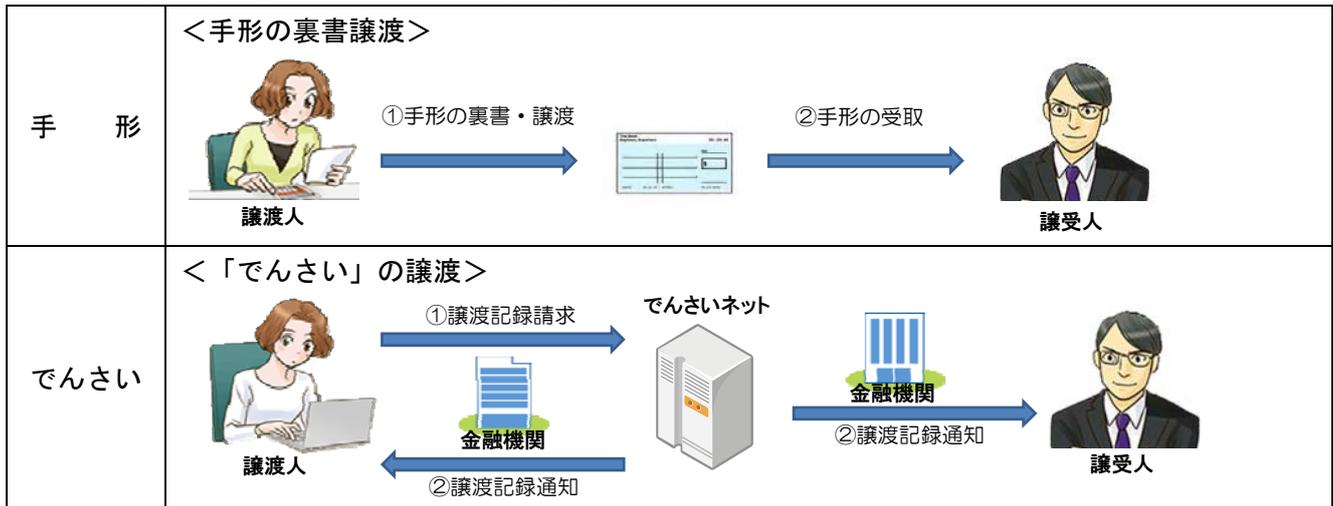
手形用語		「でんさい」の用語		
手形		でんさい	3.	
当座預金を開設した金融機関（振出人サイド）		債務者の窓口金融機関	9.	
手形取立を依頼する金融機関（所持人サイド）		債権者の窓口金融機関	9.	
支払手形の振出		発生記録（の請求）	28.	
手形の裏書（無担保裏書を除く）譲渡		譲渡記録および譲渡保証記録（の請求）	29. 30.	
手形の取立て		口座間送金決済	59.	
不渡り		支払不能	63.	
取引停止処分制度		支払不能処分制度	—	
取引停止処分		取引停止処分	64.	
異議申立		異議申立	68.	
手形要件 （約束手形）	約束手形であることを示す文言	発生記録	—（該当なし）	—
	支払金額（一定の金額の単純な支払約束文言）		債権金額（債務者が一定の金額を支払う旨）	41.
	支払期日		支払期日	40.
	支払地（支払場所）		—（該当なし）	—
	受取人またはその指図人		債権者情報	—
	振出日		電子記録年月日	39.
	振出人の署名		債務者情報	—
裏書譲渡	裏書人	譲渡記録	譲渡人	—
	被裏書人		譲受人	—

巻末2 —手形と「でんさい」のフローの比較—

「手形の振り出し」と「でんさいの発生」



「手形の裏書譲渡」と「でんさいの譲渡」



「手形の決済」と「でんさいの決済」

